

2010年8月12日  
(平成22年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

開発行為等の許可及び工事完了の検査に係る個人情報を目的外  
に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省  
略について（答申）

2010年8月6日付けで諮問（第447号）された開発行為等の許可及び工事  
完了の検査に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴  
う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供  
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次  
のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

警視庁大崎警察署司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項（「捜査に  
ついては、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることが  
できる。」）に基づき捜査のため、開発業務課で保有する開発行為等に関する  
事前相談申込書の照会がなされた。刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的  
外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、

実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、警視庁大崎警察署司法警察員に開発行為等に関する事前相談申込書を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問することとなったものである。

(2) 開発行為等に関する事前相談申込書を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

(ア) 等価交換合意書

物件所在地住所，所有者の住所・氏名，相続人代表の住所・氏名

(イ) 印鑑登録証明書

実印印影，登録者の住所，氏名，生年月日

(ウ) 売渡承諾書

所有者の住所・氏名，物件所在地住所

(エ) 印鑑登録証明書

実印印影，登録者の住所，氏名，生年月日

(オ) 委任状

相談者代理人の住所・氏名，物件所在地住所

イ 目的外に提供する相手方

警視庁大崎警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、各都道府県知事・市長はその照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した警視庁大崎警察署司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について大崎警察署に問い合わせたところ、「捜査の内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の公

文書偽造（印鑑証明）及び詐欺容疑の被疑者（相談者代理人）となっており、開発行為等に関する事前相談申込書に添付された書類等を確認し容疑の裏付けを行う必要がある。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報、開発行為等に関する事前相談申込書に記載、添付されている個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認したことから、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出資料

ア 関係事項照会書

イ 各資料【2-(1)-ア、イ、ウ、エ、オ】

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した警視庁大崎警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の公文書偽造（印鑑証明）及び詐欺容疑の被疑者（相談者代理人）となっており、開発行為等に関する事前相談申込書に添付された書類等を確認し容疑の裏付けを行う必要がある。」とのことである。また、実施機関では、当該情報が開発行為等に関する事前相談申込書に記載、添付されている個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、実施機関では、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上